

ファイアーウォール規制の見直しに係る主な改正内容

(1) 利益相反管理体制の整備

証券会社等に対して利益相反管理体制の整備が義務付けられることを受け、親子法人等との非公開情報の授受の範囲拡大を踏まえた経営管理やレピュテーション・リスクが顕在化するおそれにも留意した経営管理を行うことが望ましいこと、証券会社等が行う利益相反管理の水準・深度は必ずしも同一である必要はないと考えられることといった基本的な考え方のほか、以下のような監督上の留意点を定める。

利益相反のおそれのある取引（参考参照）を特定するための体制の整備に関して、当該取引の事前特定・類型化や、業務の内容・特性・規模等の適切な反映が行われているか。

特定された利益相反のおそれのある取引の特性に応じ、適切な利益相反管理の方法を選択し、又は組み合わせることができる態勢となっているか。

必要事項が記載された利益相反管理方針を作成し、かつ、必要事項を記載した概要が適切に公表されているか。

業務運営手続等についての役職員への周知徹底等が行われるとともに、利益相反管理統括者等による一元的な管理、その独立性の確保及び必要な情報の集約等が行われ、かつ、利益相反管理に係る人的構成・業務運営体制が定期的に検証されているか。

(2) 親子法人等との非公開情報の授受

法人顧客に対するオプトアウト機会の付与の適切性について、以下のような留意点を定める。

- ・ 必要事項を、個別に、書面により通知しているか。通知内容に軽微な変更があった場合等にも、最新情報の常時掲載等や適切な説明等を通じて、必要な情報を入手できるようにしているか。長期契約の場合など、概ね1年以上にわたり通知を行っていない場合は、改めて通知を行っているか。
- ・ オプトアウト機会の通知から、親子法人等との非公開情報の授受の開始までの間に、必要な期間を確保しているか。
- ・ 個別通知と併せて必要な情報を常時掲載するほか、オプトアウト機会が常時付与されていることを明確にしているか。
- ・ オプトアウト機会を付与しない法人顧客（オプトインをした場合のみ非公開情報の授受を行う取り扱いとする法人顧客）がある場合は、オプトアウト機会を付与する（しない）法人顧客の属性の情報が開示されているか。

親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項として、以下のような点を定める。

- ・ 親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲が特定されているか。

- ・ 非公開情報について、十分な情報システム管理がされているか。
- ・ 非公開情報の管理責任者による一元的な管理体制が整備されているか。非共有情報（ オプトアウトした法人顧客・オプトインしていない顧客に係る非公開情報）は、他の非公開情報と分離して管理されているか。非公開情報・非共有情報の管理状況が、定期的に検証されているか。
- ・ 内部管理部門と営業部門等との間の兼務禁止を含め、非公開情報の管理責任者等が営業部門等に十分な牽制機能を発揮できる措置を講じているか。
- ・ 非公開情報の取扱い手続等が書面で明確化され、研修等により周知徹底されているか。
- ・ 営業部門等職員について、一の法人が管理する非共有情報以外の非共有情報にアクセスできず、かつ、アクセスできる法人以外の非共有情報に係る顧客への勧誘を行わない措置が講じられているか。

内部管理業務等を行うために必要な非公開情報（非共有情報を含む。）の授受に係る留意事項として、以下のような点を定める。

- ・ 内部管理部門等と営業部門等との間の兼務禁止を含め、内部管理部門等から非公開情報が漏洩しない措置が講じられているか。
- ・ 役員等が経営管理・内部管理のために非共有情報の提供を受ける場合は、目的外利用の禁止等の措置が講じられているか。

親子法人等との間で兼職を行う際の誤認防止措置に係る留意事項として、以下のような点を定める。

- ・ 同一の店舗内で取扱うサービスの範囲及びその提供主体である法人名が掲示されているか。
- ・ 営業を行う職員が、顧客に対して兼職の範囲を明示するとともに、契約締結時に、顧客がその契約主体を認識できるよう、書面による確認の機会が設けられているか。

（３）親子法人等が発行する株券の引受け

証券会社等が、その親子法人等が発行する株券の引受けの主幹事会社となる場合に、当該株券の発行価格の決定に關与する独立引受幹事会社について、引受業務の経験・実績に関する事項を定める。

どのような取引が「利益相反のおそれのある取引」に該当するのかについては、実務の実態に照らして個別具体的に判断されるべき事柄だと考えられるが、現時点で想定される典型的な取引例は、以下のとおり。

- 有価証券に係る顧客の潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について自己勘定取引を行う場合。
- 不良資産に係る情報を有しながら、当該資産について自己勘定取引を行う場合。
- 運用を受託している顧客資産に係る売買注文をグループ内の証券部門等他の部門を用いて発注する場合。
- 運用を受託している顧客資産を利用して、グループ会社等と取引を行う場合。
- 顧客から売買注文を受けた有価証券等について、自己勘定取引、引受けへの参加又は受託者・運用者等を通じ、何らかの関与をしている場合。
- 顧客に対し資金調達やM & Aに係る助言等を提供する一方で、当該顧客に対するプリンシパル投資、当該顧客から資産の購入その他の取引を行う場合。
- 自社発行の有価証券又は自己勘定において保有する有価証券を、顧客に推奨・販売する場合又は自己が運用を受託している顧客資産に組入れる場合。
- 利害関係者が発行又は組成する有価証券を、顧客に推奨・販売する場合又は自己が運用を受託している顧客資産に組入れる場合。更に、これらについて自己がバック・ファイナンスを行っている場合。
- 広範なサービスを提供する金融機関において、取引の内部化が行われる場合（金融機関がグループ内の証券会社等に注文を出す場合等）。
- 競合関係又は対立関係にある複数の顧客に対し、資金調達やM & Aに係る助言等を提供する場合。
- 顧客に引受け又は有価証券発行に関する助言等を行いながら、他の顧客に当該有価証券の取引の推奨を行う場合。
- 複数の顧客又はファンドと投資一任契約を締結しているときに、当該顧客又はファンド間での資産配分を行う権限を有する場合。
- 資金調達に係る助言の提供先又は与信先等である顧客に関する投資リサーチを提供する場合。
- 他社の役員その他会社の経営方針の決定に重要な影響を与えることのできる地位にある従業員を擁している時に、当該会社の発行する有価証券に係る取引を行う場合。
- 証券会社等の従業員が、顧客の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興（非金銭的なものを含む。）の供給を受ける場合。